

御 坊 市 役 所

第3次地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和7年度実績報告



御坊市役所 庁舎 (Photo Prise Koji Yamazaki)

令和8年6月

計画の基本的事

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画「実行計画」として策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とします。達成目標については平成25年度を基準年度とし、達成目標年度は令和12年度として設定します。

温室効果ガス総排出量の削減	目 標 削 減 率
	平成25年度を基準年度とし、令和12年度までに46%削減を目指す。

ただし、計画目標の達成状況について評価し、必要に応じて適宜見直しを行いながら、実行計画を推し進めます。

【本計画】

H25 (2013) 基準年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
カーボンニュートラル宣言（2030年度目標）までの削減期間							
第3次 地球温暖化対策実行計画							

※将来、法令の改正等により、国の削減方針変更（義務化等）が生じた場合は、その時点で本計画の検討、見直しを行います。

3. 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての事務及び事業を対象とし、学校施設、下水道関係施設等（公共下水道事業分は別枠で取組む）の事務及び事業を含みます。

ただし、指定管理者制度などで外部への委託等により実施する事務及び事業は対象から外しますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

また、計画期間に新設、増設の部分は計画途中でも基本的には随時追加して計画の対象となりますが、集計時には新設等を含めた場合と新設等を含めない場合に区分します。

温室効果ガスの削減目標

1. 削減目標の基本的な考え方

本市の事務及び事業から生じる温室効果ガスの排出量を削減するため、本計画においても旧計画同様に削減目標数値を定めて取り組むこととします。

削減目標数値を設定するに当たっては、各施設の事務及び事業の性質や将来にわたる使用見込み等を総合的に勘案することが重要になってきます。

また、地球温暖化対策推進法の改正に伴い、2021年10月に改訂が閣議決定された地球温暖化対策計画においては、令和12（2030）年度末までに、温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度から46%削減することを目指すとされています。

これらのことから、本計画では、旧計画の結果を踏まえて、次の取り組み目標を設定します。

温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに基準年度平成25（2013）年度と対比して46%削減することを目指します。

温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガスの総排出量 基準年度（平成25年度）	温室効果ガスの総排出量 目標年度（令和12年度）	令和12年度 目標削減率
2,740,261 kg-CO ₂	1,480,650 kg-CO ₂	46 %

2. 直接的効果のある取り組みの目標

二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料使用量の削減を中心として、次表のとおり達成に向けて取り組みを進めます。

基準年度の活動量等及び目標削減率

項目	基準年度（平成25年度）		令和12年度 目標削減率
	活動量	温室効果ガス排出量	
ガソリン使用量	42,975 L	98,763 kg-CO ₂	20 %
軽油使用量	12,001 L	31,023 kg-CO ₂	10 %
灯油使用量	28,237 L	68,092 kg-CO ₂	10 %
プロパンガス使用量	6,873 kg	20,654 kg-CO ₂	10 %
A重油使用量	39,000 L	158,354 kg-CO ₂	60 %
電気使用量	4,969,046 kWh	2,357,313 kg-CO ₂	48 %

3. 間接的効果のある取組みの目標

温室効果ガス算出の対象項目ではありませんが、本市の事業活動により、間接的に温室効果ガスが排出される項目についても目標を設定します。

間接的効果のある取組みとして、水道使用量を全体で5%削減することを目標とします。

水道使用量の目標削減率

項目	単位	基準年度 平成25年度使用量	令和12年度 目標削減率
水道使用量	m ³	54,931	5%

また、コピー用紙の購入量を少なくすることにより、廃棄物の削減に努めます。

基準年度の紙類購入量を令和12年度の購入量と比べて全体で5%削減することを目標とします。

用紙使用量の目標削減率

項目	単位	基準年度 平成25年度使用量	令和12年度 目標削減率
用紙使用量（A4換算）	枚	3,312,270	5%

令和7年度の実績

活動区分別の使用量

項目	単位	基準年度 平成25年度	1年目 令和6年度	2年目 令和7年度	3年目 令和8年度	4年目 令和9年度	5年目 令和10年度
ガソリン	L	42,975	41,678	33,821			
軽油	L	12,001	12,058	10,673			
灯油	L	28,237	20,642	17,669			
プロパンガス	kg	6,873	4,888	5,241			
A重油	L	39,000	460	370			
電気	kWh	4,969,046	4,831,394	5,041,310			
自動車走行量	km	631,838	440,686	453,113			
カーエアコンの使用	台	116	119	119			
水道使用量	m ³	54,931	29,595	27,754			

活動区分別の状況

項目	単位	基準年度 平成25年度	2年目 令和7年度	削減排出量	削減率(%)	最終年目標 (令和12年度)
総排出量	kg-CO ₂	2,740,261	2,263,926	476,335	17.4%	46%
ガソリン	kg-CO ₂	98,763	78,521	20,242	20.5%	20%
軽油	kg-CO ₂	31,023	27,589	3,434	11.1%	10%
灯油	kg-CO ₂	68,092	44,256	23,836	35.0%	10%
プロパンガス	kg-CO ₂	20,654	15,757	4,897	23.7%	10%
A重油	kg-CO ₂	158,354	1,009	157,345	99.4%	60%
電気	kg-CO ₂	2,357,313	2,092,144	265,169	11.2%	48%
自動車走行量	kg-CO ₂	4,555	3,102	1,453	31.9%	7%
カーエアコンの使用	kg-CO ₂	1,508	1,547	▲39	▲2.6%	7%

※小数以下四捨五入の影響により、各項目の和は必ずしも合計値と一致しない。

施設別の状況

施設別	基準年度 平成25年度	2年目 令和7年度	削減排出量	削減率 (%)	備 考
本庁等	968,740	573,543	395,197	40.8%	
消防本部	109,563	97,497	12,066	11.0%	
水道事務所	714,139	800,753	▲86,614	▲12.1%	
教育委員会	947,819	792,132	155,687	16.4%	
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	2,740,261	2,263,926	476,335	17.4%	

※小数以下四捨五入の影響により、各項目の和は必ずしも合計値と一致しない。

令和7年度は、二酸化炭素の排出係数を関西電力株式会社の令和6年度実績(0.415kg-CO₂/kWh)に改定しています。

また、活動区分別及び施設別の温室効果ガスの排出量内訳は次のとおりです。

温室効果ガスの排出量内訳（活動区分別）

項目	単位	（令和7年度）	内訳（%）
ガソリン使用量	kg-CO ₂	78,521	3.47%
軽油使用量	kg-CO ₂	27,589	1.22%
灯油使用量	kg-CO ₂	44,256	1.95%
プロパンガス使用量	kg-CO ₂	15,757	0.70%
A重油使用量	kg-CO ₂	1,009	0.04%
電気使用量	kg-CO ₂	2,092,144	92.41%
自動車走行量	kg-CO ₂	3,102	0.14%
カーエアコンの使用	kg-CO ₂	1,547	0.07%

温室効果ガスの排出量は、電気の使用による寄与が最も大きく 2,092,144kg-CO₂/年となっており、総排出量の92.41%を占めております。

温室効果ガスの排出量内訳（施設区分別）

	本庁等	消防本部	上下水道事務所	教育委員会
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	573,543	97,497	800,753	792,132
比率（%）	25.3%	4.3%	35.4%	35.0%

施設別では、上水道事務所の温室効果ガス排出量が最も多く、次いで教育委員会となっています。本庁等の比率が下がった理由は、庁舎が新しくなったためと考えられます。増加傾向にある上下水道事務所は、施設の省エネ化を進める必要があります。

間接的効果のある取組みについて

温室効果ガス算出の対象項目ではありませんが、市役所の活動により、間接的に温室効果ガスが排出される項目についても目標を設定します。

水道を有効に利用することは、浄水場における電気使用量等の削減につながり、間接的に温室効果ガスを削減することになります。令和 7 年度の水道の使用状況は次のとおりです。

水道使用量

施設別		基準年度 平成25年度 (単位：m³)	2年目 令和7年度 (単位：m³)	削減使用量	削減率 (%)	備 考
	本庁等	11,168	6,102	5,066	45.4	
	消防本部	1746	1,150	596	34.1	
	上下水道事務所	—	—	—	—	
	教育委員会	42,017	20,502	21,515	51.2	
	計	54,931	27,754	27,177	49.5	

(令和12年度、目標削減率5%)

また、日々の業務の中で多くのコピー用紙等の紙類を使用しています。

紙の使用量の削減は、廃棄物の量の削減に寄与するため、温暖化抑制のための有効な取り組みです。基準年度のコピー用紙等の使用量は次のとおりです。

紙の使用量が増加しているため、書類のペーパーレス化を進めていく必要があります。

(換算係数：A4…1枚、A3…2枚、B4…1.5枚、B5…0.75枚)

コピー用紙等の使用量（A4 換算）

施設別		基準年度 平成25年度 (単位：枚)	2年目 令和7年度 (単位：枚)	削減枚数	削減率 (%)	備 考
	本庁等	3,152,395	3,410,125	▲ 257,730	▲ 8.2	
	消防本部	—	—	—	—	
	水道事務所	159,875	49,750	110,125	68.9	
	教育委員会	—	—	—	—	
	計	3,312,270	3,459,875	▲147,605	▲4.5	

(令和12年度、目標削減率5%)

評価基準	取組みが定着している (定着率80%以上)	取組みが概ね定着している (定着率60～80%)	取組みが定着しつつある (定着率40～60%)	取組みが不十分である (定着率40%未満)	全く取組みができていない (定着率0%)
点数	4点	3点	2点	1点	0点

令和7年度 地球温暖化対策実行計画チェック表

		取組み項目	評価点数
電 気	①	始業前、退庁後は適切に消灯する	3.8
	②	昼休み時及び残業時には不要な照明を消灯する	2.8
	③	電気ジャーボットの電源は平日夜間及び休日は切断する	3.8
	④	OA機器の主電源は適切に切断するか省エネモードにする	3.6
	⑤	PCのモニター画面について輝度を6割程度に設定する	3.2
	⑥	給湯室、会議室等の使用後には消灯する	3.9
	⑦	ノー残業デーを実践する	2.3
	⑧	クールビズ・ウォームビズを実践する	4.0
車	⑨	空ぶかし、急発進、急加速をやめ、エコドライブを実践する	3.8
水	⑩	水道使用時は、節水を徹底し確実に締栓する	3.9
用 紙	⑪	両面コピー（印刷）を徹底する	3.3
	⑫	裏面未使用のコピー用紙を再利用する	3.1
	⑬	使用済み封筒を再利用する	3.3
	⑭	会議用資料の枚数を削減する	3.4
	⑮	通知や情報交換などは電子メールなどを活用し、ペーパーレス化を実践する	3.5
	⑯	必要な場合を除き、FAX送付状は使用しない	3.7
廃 棄 物	⑰	分別、リサイクルを徹底する	3.8
	⑱	ゴミ箱に紙ゴミは捨てない	2.9
	⑲	用紙や物品の購入はエコマーク、グリーンマークの付いた商品を優先する	2.8
	⑳	この実行計画の取組みを理解し、推進員としての責任を果たしている	3.2
合 計 点			68.3

※評価点数は各課室の平均点のため、四捨五入の関係で合計点とは若干の差異があります。

各課のエコオフィス推進員が自己採点した平均点となります。概ね地球温暖化対策の取組が定着していると言えますが、ノー残業デーの定着が不十分であり、退庁時間を早くすることは電気代の節約にもつながるので、一層の意識啓発に努める必要があります。

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取組みを進めるための項目は、次のとおりとします。ここに掲げる取組みは、本市の事務及び事業の実施に当たっての様々な場面、行動において当てはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指します。なお、各職場においては、エコオフィス推進員が中心となって取り組み、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案しながら進めていきます。

1. 電気の使用に関する取組み

- ① 始業開始前は、必要箇所を除いて原則消灯とします。
- ② 昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯を行います。
- ③ 廊下、階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消灯します。
- ④ 残業時には、業務に支障のない範囲で部屋の部分消灯を徹底します。
- ⑤ 業務終了後、最終退出者は、支障のないOA 機器や電気製品の電源を切ります。
- ⑥ 電気ポット、冷蔵庫等の電気製品の台数の節減を図ります。
- ⑦ パソコンのモニター画面の輝度を調節し、6 割程度に設定します。
- ⑧ OA 機器を導入する際は、国際エネルギースターロゴ表示機器等のエネルギー効率の高い製品を優先的に選択します。
- ⑨ 空調機器の冷暖房温度は原則、冷房28℃以上、暖房19℃以下に設定します。
(ただし、特に配慮が必要な施設や設備については除きます。)
- ⑩ 照明設備、電気機器等の導入や交換時には、省エネルギー・省CO₂型の製品の導入を図ります。特に、照明器具については、順次更新を進めていきます。
- ⑪ 長期間電気機器を使用しない場合は、コンセントからプラグを抜きます。
- ⑫ エレベーターの利用を最小限にし、積極的に階段を利用します。
- ⑬ 会議室、給湯室、トイレなどでは、必要が無くなった時点で消灯するよう心がけます。
- ⑭ 事務の効率化を図り、各所属内でノー残業デー（水曜日）を設け、早期退庁に努めます。
- ⑮ クールビズ・ウォームビズを推進し、冷暖房の頼りすぎに注意します。
- ⑯ 公共施設の新設・改修時には、新エネルギーシステムの導入に努めます。
- ⑰ 太陽光その他の自然エネルギー導入の促進に努めます。



2. 公用車燃料の使用に関する取組み

- ① 公用車は、温室効果ガス排出量が少ない次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の導入促進に努めます。
- ② 公用車の集中管理により、保有台数を削減します。
- ③ 公用車運転時は、アイドリングストップを徹底します。
- ④ 経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように努めます。
- ⑤ 近距離の移動には、徒歩、自転車の利用に努めます。
- ⑥ 異なる部課で同一の現場に行くような時には、可能な範囲で相乗りを行います。

- ⑦ 車内に不要な荷物は積まず、定期的にタイヤの空気圧調整などの整備・点検を行います。
- ⑧ 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。
- ⑨ 自転車、公共交通機関の利用が可能な職員は、できるだけマイカー通勤を自粛します。

3. その他燃料の使用に関する取組み

- ① ガスコンロや湯沸器は、沸かし過ぎの防止、炎の調節など効率的に使用します。
- ② ガス瞬間湯沸器の種火は、使用時以外は消すようにして、燃料使用量の抑制を図ります。
- ③ 重油・ガス等を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出量の少ない燃料に変更します。
- ④ やむを得ず重油・ガス機器を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。

4. 水道の使用に関する取組み

- ① 手洗い、歯磨きをする場合、水の流し放しをやめ、こまめに水を止めます。
- ② 水道を減圧調整し、水使用量の抑制に努めます。
- ③ 水漏れの定期点検を行います。
- ④ トイレ用水の水量を適正に調節します。
- ⑤ 芝生や植木などの散水は効率的に行います。

5. 用紙類の使用に関する取組み

- ① コピー用紙等は、原則として古紙配合率 100%、白色度 70%以下の再生紙を購入します。
- ② 印刷物等の発注の際には、古紙率が高く、白色度の低い再生紙の使用を原則とします。
- ③ トイレットペーパーは、古紙配合率 100%でシングル巻きの製品を購入します。
- ④ 両面印刷、ミスコピーの裏面使用を徹底します。
- ⑤ コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止します。
- ⑥ コピー機付近に、両面コピーを促す表示を掲示し、両面コピーの促進を図ります。
また再利用ボックスを設けて片面使用済みのコピー用紙を回収し、裏面を再利用します。
- ⑦ 庁内メール、庁内掲示板を有効活用し、ペーパーレス化をさらに推進します。
- ⑧ 使用済み封筒は、再利用するよう努めます。
- ⑨ 会議ではプロジェクターを活用するなど、できるだけ紙を使わないように努めます。
- ⑩ 会議資料が必要な場合はできるだけ簡素化・共有化し、可能であれば縮小コピーを活用する等、ページ数や部数等を最小限とします。
- ⑪ 会議では、できるだけ封筒を使用しないように努めます。
- ⑫ 個人の資料所有を減らすため、ファイリングシステムをより一層強化します。
- ⑬ 紙ゴミの分別回収を徹底し、可能な限りリサイクルに回します。
- ⑭ 課室所等ごとに紙類の使用量を把握・管理するとともに、その削減に努めます。

6. 文具・事務用品等の使用に関する取組み

- ① 文具・事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入量とします。
- ② エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている環境負荷の少ない製品を優先的に購入します。
- ③ 備品等については、修繕等により長期使用に努めます。
- ④ コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。
- ⑤ グリーン調達を率先活用するとともに、回収システムの確立している製品の購入に努めます。
- ⑥ 使い捨て製品の購入や使用を自粛します。

7. 建築物に関する取組み

- ① 建築物の断熱構造化や採光・通風の最適化に努めます。
- ② 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電等の自然エネルギーを活用した設備の導入やZEB化を検討します。
- ③ 温室効果ガスの排出の少ない高効率給湯器（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ方式等）及び省エネルギー・省CO₂型の空調設備（氷蓄熱式空調システム等）、エレベーター、照明機器の導入に努めます。
- ④ 機器のレイアウトへの配慮、個別冷暖房、個別照明が可能なシステムの導入に努めます。
- ⑤ 施設を新設する際には、敷地内や屋上緑化など可能な限り緑化に努めます。
- ⑥ 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。
- ⑦ 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
- ⑧ 建築副産物のリサイクルの推進を図ります。
- ⑨ 建設工事等での間伐材等の使用などの未利用資源の活用にも努めます。
- ⑩ 施工に当たっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。
- ⑪ 維持管理に当たっては、各種制御システムの効率的、経済的運用をします。
- ⑫ 建設副産物の発生の抑制を要請します。
- ⑬ 建築副産物のリサイクルや適正処理を発注者として確認します。
- ⑭ コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを要請します。
- ⑮ 公共施設へ電気自動車充電設備の設置を促進します。

8. ゴミの減量化に関する取組み

- ① 排出されるゴミは分別ボックスにより分別し、ゴミの減量化やリサイクルを推進します。
- ② 新聞、ダンボール、コピー用紙、シュレッダーゴミ、古本雑誌の分類を徹底し、リサイクルを行います。
- ③ スチール缶、アルミ缶、空きビン、ペットボトルについて、分別を徹底しリサイクルを行います。
- ④ 職員個人用ゴミ箱をできる限り撤去し、ゴミの分別を徹底します。
- ⑤ ゴミを極力出さないように、常に心がけます。
- ⑥ 文具を机の引き出しに入れて眠らせるのを防ぐため、机の中を整理します。

9. 地球温暖化防止のための市民・事業者への取組み

- ① ゴミの減量を推進し、再資源化の啓発等、循環型社会の形成に努めます。
- ② 店舗利用時には、レジ袋を受け取らず、エコバッグ（マイバッグ）の利用を促進します。
- ③ 建築物や設備の新設、改修時には、温室効果ガスの排出を抑制するため、省エネルギー・新エネルギー設備の導入の検討を促します。
- ④ 緑化の推進を目的として、花の苗等を市民に配布します。
- ⑤ 地球温暖化防止に対する出前講座の開催及び小学生への環境教育を通して、理解を深めます。
- ⑥ 日高港新エネルギーパーク（EE パーク）において、体験学習を通じて、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギー等に関する情報を発信します。
- ⑦ 本計画の達成状況の公表（ホームページ等）により、啓発効果をより一層高め、家庭における省エネルギー行動を推進します。

